

■騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

○特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの
	(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーミングマシン	
	(9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	
	(10) タンブラー	
	(11) 切断機（といしを用いるものに限る。）	
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のもの
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 動力打綿機	
	(2) 動力混打綿機	
	(3) 紡糸機	

番号	施設の種類	規模又は能力
16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ニューマチックハンマー	
	(2) 製てい機	
	(3) 製びょう機	
	(4) 打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5) 研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 切断機	
	(2) せん孔機	
	(3) 研磨機	

注 1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号 1～11 までの特定施設は騒音規制法の対象施設、番号 12～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

注 2：都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号 1～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

○規制基準

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

※上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

※都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。

■騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等 				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	厚生省・建設省告示
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

(4) 振動の規制基準

■ 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	県告示	時間の区分	
		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第一種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

■ 振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

○ 特定施設

番号	施設の種類の	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
	(4) 鍛造機	
2	(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
	圧縮機（一定の限度の大きさを超える振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が 2.95kW 以上のもの
6	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
7	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
9	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
12	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
13	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。）	定格出力が 10kW 以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの

注1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～10までの特定施設は振動規制法の対象施設、番号11から13までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画用途地域以外の地域において、番号1～13までの特定施設は県条例の対象施設。

○規制基準

区域の区分		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第1種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

■振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等 				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	総理府令
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・上記地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

(5) 悪臭の規制基準

■悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度	規制地域
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第3号規制基準（排水）	臭気指数 31	

参考：臭気指数の目安は下記のとおり。

臭気指数	目安	臭気指数	目安	臭気指数	目安
0	郊外のきれいな空気	15	化粧品売り場	30	ガソリン給油、たばこ
5	工場地域の空気	20	花火、トイレの芳香剤	35	コーヒー
10	梅の花	25	線香、しょうゆ	45	にんにくを炒めた時

(7) 岩沼市による環境関連の告示

■騒音関係

○騒音規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第43号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

1 騒音規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

2 騒音の規制基準

騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲概ね50メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第59号・一部改正）

	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域とする。
- 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域とする。

3 第3種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

4 第4種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27告示第59号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

○特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第44号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第43号の2の表に掲げた区域のうち、次に掲げる区域

1 第1種区域

2 第2種区域

3 第3種区域

4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第60号・一部改正）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第60号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

■振動関係

○振動規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第47号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

1 振動規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

2 振動の規制基準

振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第61号・一部改正）

	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

1 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域とする。

2 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27告示第61号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

○振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第48号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第47号（振動規制法に基づく地域指定等に関する告示）で指定した地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第62号・一部改正）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第62号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

○道路交通振動規制の区域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第49号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考第1号の規定による区域の区分及び同備考第2号の規定による時間の区分について、次のとおり定める。

1 区域の区分

- (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域